飼　　　料　製造

　　　　　　　　　　飼料添加物　輸入 　業者事業廃止届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　月　　日

農林水産大臣　○○　○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　さきに　　　　年　　月　　日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項（第２項、第３項）の規定により

飼　　　料 製造

飼料添加物 輸入 業者の届出をしたが、　　　　年　　月　　日限りで事業を廃止したので、同条第４項の規定により届け出ます。